


所管部課	健幸いきいき部 保険年金課	部長	川口 莊一	
件名	専決処分の承認について（東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課			
	機関			
1. 要旨				
<p>地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分により改正した「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、同条第3項の規定により、令和4年第2回市議会定例会に報告し、承認を求めらる。</p> <p>(1) 主な改正内容 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げる。このことによる保険税増収分を中間所得者層の保険税負担の軽減に反映させるため、各所得割額を引き下げる。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法施行令の改正内容に則った内容となり、また、中間所得者層の負担に配慮した税率が設定できる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月14日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和4年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。 ・令和4年3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令の公布。 ・令和4年3月31日 持ち回り庁議にて条例改正審議済み。条例改正の専決処分。改正条例の公布。 <p>文書課において審査済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
令和4年第2回市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。